

令和6年度における内閣府本府の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

内閣府本府

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における内閣府本府の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別ごとに、前年度分の実績額を上回ることを目標とする。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

内閣府本府においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即して行うとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

この調達方針は、全ての部局に適用する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約締結の機会を拡大するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、連絡会議を開催する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 調達を担当する各部局（以下「各調達担当部局」という。）は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を内閣府大臣官房会計課に報告する。
- ② 内閣府大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに内閣府ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍、トナーカートリッジなど
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

内閣府本府障害者優先調達推進連絡会議

議長 長
構成員

大臣官房長
政策統括官
独立公文書管理監
地方創生推進室長
地方分権改革推進室長
賞勲局長
男女共同参画局長
沖縄振興局長
大臣官房政府広報室長
食品安全委員会事務局長
国会等移転審議会事務局次長
公益認定等委員会事務局長
再就職等監視委員会事務局長
消費者委員会事務局長
経済社会総合研究所次長
迎賓館次長
地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局長
科学技術・イノベーション推進事務局統括官
健康・医療戦略推進事務局長
宇宙開発戦略推進事務局長
北方対策本部審議官
総合海洋政策推進事務局長
国際平和協力本部事務局長
日本学術会議事務局長
官民人材交流副センター長
沖縄総合事務局長

幹事会

議長 長
構成員

大臣官房会計課長
大臣官房総務課長
同 人事課長
同 参事官(会計担当)[支出負担行為担当官]
同 企画調整課長
同 政策評価広報課長
同 公文書管理課長
同 厚生管理官
同 参事官(政府広報室総括担当)
政策統括官付参事官(総括担当)
独立公文書管理監付参事官
地方創生推進室参事官
地方分権改革推進室参事官
賞勲局総務課長
男女共同参画局総務課長
沖縄振興局総務課長
食品安全委員会事務局総務課長
国会等移転審議会事務局首席局員
公益認定等委員会事務局総務課長
再就職等監視委員会事務局参事官
消費者委員会事務局参事官
経済社会総合研究所総務部長
迎賓館総務課長
地方創生推進事務局参事官(総括担当)
知的財産戦略推進事務局参事官(総括担当)
科学技術・イノベーション推進事務局参事官(総括担当)
健康・医療戦略推進事務局参事官
宇宙開発戦略推進事務局参事官
北方対策本部参事官
総合海洋政策推進事務局参事官(総括担当)
国際平和協力本部事務局参事官(総務担当)
日本学術会議事務局管理課長
官民人材交流センター総務課長
沖縄総合事務局総務部長[支出負担行為担当官]
沖縄総合事務局開発建設部長[支出負担行為担当官]